

品川区放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱

制定	令和4年 3月 22日	区長決定要綱第 88号
改正	令和4年 10月 11日	区長決定要綱第 222号
改正	令和5年 4月 13日	区長決定要綱第 89号
改正	令和6年 3月 29日	区長決定要綱第 204号

(目的)

第1条 この要綱は、少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、放課後児童健全育成事業における放課後児童支援員等の処遇の改善のため、放課後クラブ等が行う賃上げ継続の取組を支援するための措置を実施することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）のいずれかの実施者または運営者であって、第4条に定める補助対象職員の賃金改善の取組を行うものとする。

- (1) 区が実施する放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の事業をいう。以下同じ。）
 - (2) 地方公共団体以外の者が品川区内（以下「区内」という。）で実施する放課後児童健全育成事業（子ども・子育て支援交付金交付要綱（平成28年府子本第474号）により交付金の交付を受けている事業に限る。）
- 2 前項の規定にかかわらず、次に該当する者は、補助金の交付の対象としない。
- (1) 暴力団（品川区暴力団排除条例（平成24年品川区条例第34号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員に暴力団員等（暴力団ならびに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員および同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの
- 3 区長は、児童福祉法またはこれらの法律に基づく命令の規定に違反した事業を実施する者または違反した者に対しては、補助金の一部または全部を交付しないことができる。

(補助対象期間)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付の対象となる期間は、申請の日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(補助対象職員)

第4条 補助金の算定対象となる職員（以下「補助対象職員」という。）は、補助対象者が区内で実施する放課後児童健全育成事業に従事する放課後児童支援員、補助員等の者であって、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1号の3の規定により明示された就業の場所が区内で実施される放課後児童健全育成事業の所在する場所であり、かつ、従事すべき業務が当該放課後児童健全育成事業の業務であること。
- (2) 放課後児童支援員認定資格研修終了証を取得していること。
- (3) 補助対象者の代表者、役員等でないこと。

（補助対象経費および補助金の額の算定方法）

第5条 補助の対象経費（以下「補助対象経費」という。）の額は、次に掲げる額のうち、最も少ない額とする。

- (1) 第3条の補助対象期間において、補助対象者が、補助対象職員に対して賃金改善を行うために支出した経費（賃金、法定福利費等をいう。）
- (2) 別表第1に定める補助基準額
- (3) 補助対象者が区内で実施する放課後児童健全育成事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

2 補助金の額は、前項に定める補助対象経費の額に10/10を乗じて得た額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 この補助金の交付を受けようとする補助対象者は、別に定める期日までに品川区放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添付して、区長に対し、補助金の交付申請をしなければならない。

（補助金の交付決定等）

第7条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定（補助金の交付内容の変更決定を含む。以下同じ。）を行い、品川区放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請を行った補助対象者（以下「申請者」という。）に通知する。

（補助金の請求）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者は、区長に対し、品川区放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金請求書（第3号様式）により、速やかに補助金の支払を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 区長は、前条の規定による請求があった場合は、関係書類を審査し、適当と認めたときは、当該請求に係る補助金を当該請求を行った申請者に支払うものとする。

（交付の条件）

第10条 この補助金は、次に掲げる条件を付して交付する。

（1）補助対象事業の要件

補助対象事業は、別表第2に定める要件を満たさなければならない。

(2) 事情変更による決定の取消し等

区長は、交付決定の後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの交付決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(3) 承認事項

申請者は、補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

(4) 事故報告等

申請者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由および状況を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(5) 状況報告

申請者は、区長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況に関し書面により報告しなければならない。

(6) 遂行命令および遂行の一時停止命令

ア 区長は、申請者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、申請者に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずる。

イ 申請者がアの命令に違反したときは、区長は、申請者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

(7) 実績報告書の提出

申請者は、補助事業が完了したときは、別に定める期日までに区長に品川区放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金事業実績報告書（第4号様式）を提出しなければならない。第3号の規定により廃止の承認を受けたときも、同様とする。

(8) 補助金の額の確定等

区長は、前号の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告の審査および必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、品川区放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金確定通知書（第5号様式）により申請者に通知する。

(9) 是正のための措置

区長は、前号の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、申請者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずる。

(10) 決定の取消し

ア 区長は、申請者が次のいずれかに該当した場合は、この交付決定の全部または一部を取り消し、品川区放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金交付決定取消通知書（第6号様式）により、当該申請者に通知する。

(ア) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(イ) 補助金を他の用途に使用したとき。

(ウ) その他この交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令もしくはこの交付決定に基づく命令に違反したとき。

(エ) 補助金の交付決定を受けた者が第2条第2項に該当するに至ったとき。

イ アの規定は、第8号の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(1 1) 補助金の返還

ア 区長は、第2号または前号の規定によりこの交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

イ 区長は、第8号の規定により申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(1 2) 違約加算金

申請者は、第10号アの規定によりこの交付決定の全部または一部を取り消され、補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の受領額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(1 3) 違約加算金の計算

区長は、前号の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、申請者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(1 4) 他の補助金等の一時停止等

区長は、申請者に対し、補助金の返還を命じ、申請者が当該補助金、違約加算金の全部または一部を納付しない場合において、申請者に対して、同種の事務または事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(1 5) 補助対象事業の運営上の留意事項

この補助金の交付を受ける申請者は、補助対象事業の運営に当たっては、補助対象事業の運営に係る関係法令等に留意し、これらを遵守しなければならない。

(1 6) 帳簿および関係書類の整理保管

この補助金の交付を受ける者は、補助事業に係る収入および支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

(1 7) 消費税仕入控除税額の報告

ア 申請者は、補助事業の完了後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税仕入控除税額」という。）が確定した場合は、品川区放課後児童支援員等处遇改善臨時特例事業補助金消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）により、速やかに区長に報告しなければならない。ただし、補助対象者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税および

地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

イ 区長は、アの規定による報告があった場合において、必要があると認めるときは、消費税仕入控除税額に相当する額の全部または一部を区に納付させるものとする。

ウ 区長は、補助対象者がアの規定により付した条件に違反した場合において、必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を区に返還させるものとする。

(委任)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1（第 5 条関係）

補助基準額
支援の単位ごとに次により算出された額の合計額
$11,000 \text{ 円} \times \text{賃金改善対象者数}(\text{※}) \times \text{事業実施月数}$
※ 「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。

別表第2（第10条関係） 補助対象事業が満たすべき要件

1 賃金改善実施期間は、当該年度において、賃金改善が行われている期間とする。ただし、賃金改善実施期間中に児童福祉法第34の8第2項の規定により区に届出を行い、区長の確認を受け、または事業を開始した補助対象事業については、届出を受理した月から対象とする。

2 賃金改善の対象となる職員については、その職種にかかわらず、補助対象事業に勤務する職員（非常勤職員を含む。）とする。ただし、放課後児童健全育成事業の経営に携わる法人の役員である職員については、賃金改善の対象としない。

なお、賃金改善を実施する職員の範囲については、各補助対象事業の実情に応じて決定することができるものとするが、実際の配分に当たっては、特定の職員に合理的な理由なく偏って賃金改善を行う等、恣意的な賃金改善とならないよう留意すること。

3 賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額の計算に当たっては、各補助対象事業の賃金改善方法等に応じた適切な方法によること。

4 賃金改善等の要件

（1）原則として、補助対象者が直接雇用する職員に対する賃金改善を実施すること。

※ 賃金改善とは、本事業の実施により、職員について、雇用形態、職種勤続年数、職責等が事業実施年度と同じ条件下で本事業実施前に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることをいう。

（2）本事業による賃金改善に係る計画書を作成すること。また、計画の具体的な内容を職員に周知すること。

（3）本事業による補助額は、職員の賃金改善および当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。

（4）本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給または決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。

（5）本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。

（6）本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。

5 留意事項

（1）第2条第1項第1号および第2号に掲げる補助対象事業については、補助額（賃金改善部分に限る。）を同一の設置者・事業者が運営する補助対象事業における賃金改善に充てることができる。

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

品川区長 あて

事業者住所

事業者名（法人名）

施設名

（所在地

）

代表者氏名

年度 品川区放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金交付申請書

標記の件について、 年度品川区放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金として、次の金額を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 _____ 円
- 2 品川区放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金 所要額調書（別紙 1）
- 3 放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業賃金改善計画書（別紙様式 1）
- 4 賃金改善内訳（別紙様式 1 別添）

担当者名	
連絡先（電話）	
メールアドレス	

第 2 号様式（第 7 条関係）

第 年 月 日 号

品川区放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金交付決定通知書

事業者名 様
（施設名 ）

品川区長

年度品川区放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金について、品川区放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

交付決定金額 円



年 月 日

品川区長 あて

品川区放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金 請求書

	千	百	十	万	千	百	十	円
金額								

年度品川区放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金について、
上記金額を請求します。

事業者住所

事業者名（法人名）

施設・事業所名

代表者氏名



第4号様式（第10条関係）

年 月 日

品川区長 あて

事業者住所

事業者名（法人名）

施設名

（所在地

）

代表者氏名

年度 品川区放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金実績報告書

年 月 日付第 号により交付決定を受けた 年度品川区放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金に係る事業実績について、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 精算額 金 _____ 円
- 2 品川区放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金 所要額精算書（別紙2）
- 3 放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業賃金改善実績報告書（別紙様式2）
- 4 賃金改善内訳（別紙様式2別添）
- 5 職員別の1月当たりの賃金改善額内訳（別紙様式2別添2）

担当者名	
連絡先（電話）	
メールアドレス	

第5号様式（第10条関係）

第 年 月 日 号

事業者名 様
(施設名)

品川区長



年度 品川区放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金確定通知書

年 月 日付 第 号において交付決定を行った、 年度品
川区放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金については、事業実績報告に基づき、下
記のとおり交付額を確定したので、通知します。

記

補助金の交付決定額	円
補助金の額の確定額	円
返還すべき補助金の額	円

第 6 号様式（第 1 0 条関係）

第 年 月 日 号

事業者氏名 様
（施設名 ）

品川区長 印

品川区放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号により通知しました、 年度
品川区放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金の交付決定について、下記の
理由で取り消しましたので通知します。

記

取消し理由